

給油所の運営にあたって

(給油所以外の石油製品販売業を含む)

令和4年4月

中部経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

「揮発油等の品質の確保等に関する法律」 (以下「品確法」)の概要

規格に適合しない石油製品の販売禁止①（品確法第13条関係）

◆ 環境、健康、安全の面から、以下の「強制規格」に適合しない「揮発油」「軽油」「灯油」及び「重油」の販売は、品確法により禁止されています。

※SQマークを表示する場合は、以下の「標準規格」に適合していることが必要です。

■揮発油(ガソリン)規格一覧

項目			基準	観点
標準規格	強制規格	鉛	検出されないこと	環境(大気汚染防止)
		硫黄分	0.001質量%(10ppm)以下	環境(大気汚染防止)
		MTBE(メチルターシャリーブチルエーテル)	7体積%以下	環境(大気汚染防止)
		酸素分	1.3質量%以下	環境(大気汚染防止)
		ベンゼン	1体積%以下	健康被害防止
		灯油混入率	4体積%以下	エンジントラブル防止
		メタノール	検出されないこと	エンジントラブル防止
		※エタノール	3体積%以下	エンジントラブル防止
		実在ガム	5mg/100ml以下	エンジントラブル防止
		色	オレンジ色	灯油との誤使用防止
	オクタン価	1号(ハイオク)96以上		運転時の快適性
		2号(レギュラー)89以上		運転時の快適性
	密度(15℃)	0.783g/cm ³ 以下		運転時の快適性
	蒸留性状	10%留出温度・70℃以下		運転時の快適性
		50%留出温度・75℃以上110℃以下		運転時の快適性
		90%留出温度・180℃以下		運転時の快適性
		終点・・・220℃以下		運転時の快適性
		残油量・・・2体積%以下		運転時の快適性
	銅板腐食(50℃、3h)	1以下		車の寿命に影響
	蒸気圧(37.8℃)	44～78kPa(夏季用は上限65kPa、寒候用は上限93kPa)		快適性
	酸化安定度	240min以上		車の寿命に影響

※E10対応ガソリン車の燃料として用いるガソリンを販売又は消費しようとする場合における規格値は、それぞれ以下のとおりとする。

- ・酸素分:3.7質量%以下
- ・エタノール:10体積%以下

規格に適合しない石油製品の販売禁止②（品確法第17条の7関係）

■軽油規格一覧(脂肪酸メチルエステルを混入しないもの)

項目			基準	観点
標準規格	強制規格	硫黄分	0.001質量%(10ppm)以下	環境(大気汚染防止)
		セタン指数	45以上	環境(大気汚染防止)
		蒸留性状(90%留出温度)	360℃以下	環境(大気汚染防止)
		トリグリセリド	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
		脂肪酸メチルエステル	0.1質量%以下	エンジントラブル防止
	引火点		45℃以上	安全性
	流動点		-7.5℃以下(1～2月)、5℃以下(3～12月)	運転時の快適性
	目詰まり点		-5℃以下(1～2月のみ)	運転時の快適性
	10%残油の残留炭素分		0.1質量%以下	エンジントラブル防止
	動粘度(30℃)		1.7mm ² /s以上	自動車の耐久性に影響

■軽油規格一覧(軽油に脂肪酸メチルエステルを5%まで混合するもの「バイオディーゼル混合軽油」)

⇒ 軽油と脂肪酸メチルエステルを混合する方(「軽油特定加工業者」)は、事業開始前に、事業者登録が必要となります。

項目			基準	観点
標準規格	強制規格	硫黄分	0.001質量%(10ppm)以下	環境(大気汚染防止)
		セタン指数	45以上	環境(大気汚染防止)
		蒸留性状(90%留出温度)	360℃以下	環境(大気汚染防止)
		トリグリセリド	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
		脂肪酸メチルエステル	0.1質量%を超え、5.0質量%以下(※)	エンジントラブル防止
		(※)メタノール	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
		(※)酸価	0.13mgKOH/g以下	エンジントラブル防止
		(※)ぎ酸、酢酸、プロピオン酸	合計が0.003質量%以下	エンジントラブル防止
		(※)酸化安定度(注)	65分以上	エンジントラブル防止
	引火点		45℃以上	安全性
	流動点		-7.5℃以下(1～2月)、5℃以下(3～12月)	運転時の快適性
	目詰まり点		-5℃以下(1～2月のみ)	運転時の快適性
	10%残油の残留炭素分		0.1質量%以下	エンジントラブル防止
	動粘度(30℃)		1.7mm ² /s以上	自動車の耐久性に影響

※脂肪酸メチルエステルが0.1%を超え、5%以下 の場合は「※」の酸化安定性等の項目も満たす必要がある。

(注) 当分の間、酸価の増加の測定方法において測定した数値が0.12mgKOH/g以下である軽油は、酸化安定度の基準を満たすものとする。

規格に適合しない石油製品の販売禁止③（品確法第17条の9、17条の11関係）

■灯油規格一覧

項目			基準	観点
標準規格	強制規格	硫黄分	0.008質量％(80ppm)以下	環境(大気汚染防止)
		引火点(※)	40℃以上	消費者安全の確保
		色	セーボルト色が+25以上	ガソリンとの誤使用防止
	蒸留性状(95%留出温度)		270℃以下	暖房設備等の耐久性
	煙点		23mm以上(寒候用は21mm以上)	快適性
	銅板腐食(50℃、3h)		1以下	暖房設備等の耐久性

※引火点が強制規格を著しく下回った灯油をストーブで使用した場合には火災事故につながるおそれがあるため、給油所での荷卸作業等の際には、給油所従業員の下回りを徹底していただく等、灯油タンクにガソリンが混入しないよう細心の注意を払ってください。

■重油規格一覧(船舶及び海底掘削等施設の燃料用)

項目		基準	観点
強制規格	硫黄分	3.5質量％以下	環境(大気汚染防止)
	無機酸	検出されないこと	動力トラブル防止

揮発油販売業者の登録（品確法第3条、8条関係）

- ◆ 揮発油（ガソリン）販売業を行おうとする場合は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」により、事前に経済産業大臣（中部経済産業局長）の登録が必要です。
- ◆ また、登録された事項に変更が生じた場合は変更登録が必要になります。

登録事項

- (1) 個人の場合…氏名、住所
法人の場合…社名、住所、代表者名、業務担当役員（揮発油の販売を担当する役員）の氏名
- (2) 給油所名及び所在地、給油設備の規模（ガソリンのタンク容量、計量器数）

◆新規登録申請時に必要な書類

※遅くとも揮発油の販売を開始する2週間前までに申請書類をご提出ください。

- ・登録申請書（様式第1）かがみ
- ・登録免許税の納付書、又は領収証書（正本）

※ 登録免許税3万円を申請書提出先の所在地を管轄する税務署（名古屋中税務署あて）に納付し、「納付書・領収書」（正本）を申請書（かがみ）裏面に貼付してください。なお、銀行、郵便局から、名古屋中税務署へ納付できます。

- ・誓約書、事業計画書、揮発油分析受託証明書
- ・登記事項証明書（法人の場合）、住民票（個人の場合）
- ・品質管理者選任（解任）届出書、品質管理者の資格証明書（乙種第4類危険物取扱者免状（表と裏）の写し

揮発油の分析義務（品確法第16条関係）

- ◆ 給油所は、揮発油の品質について各給油所毎に**10日毎に分析**をしなければなりません。
- ◆ ただし、揮発油の生産業者等から給油所に至る主たる流通経路を予め定め、揮発油の品質について、その全ての者が連帯保証を行った上、中部経済産業局長へ「生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請書」を提出し、認定を受けたときは、**1年に1回の分析**とすることができます。

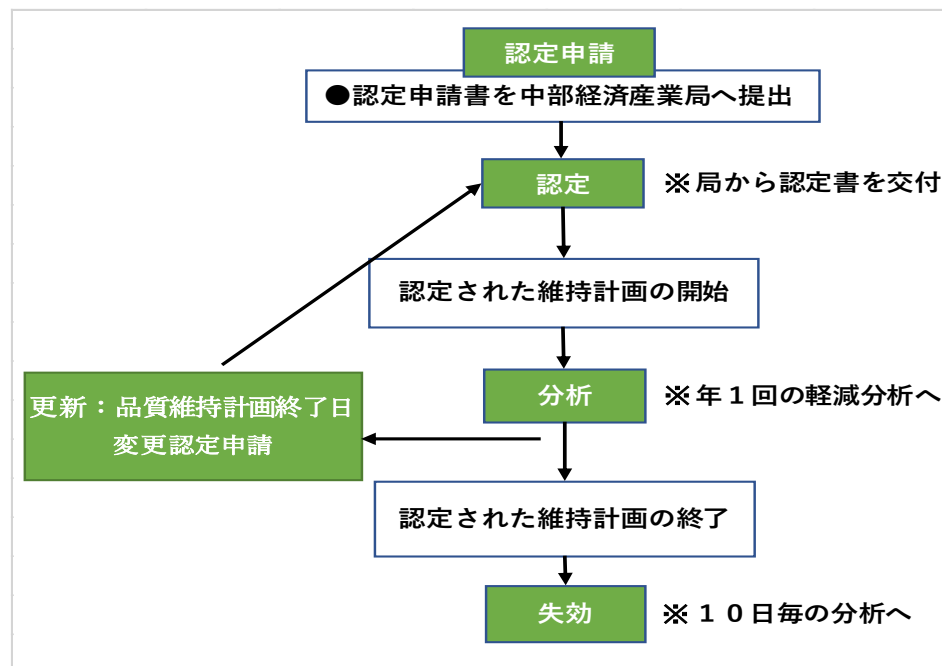
注意

- ① 認定された主たる流通経路と異なる仕入れを行った場合、認定は失効となり、その変更をしたことを「生産（確認）揮発油品質維持計画変更届出書」により、届け出を行う必要があります。ただし、「主たる流通経路（メインの流通経路）」があり、時々別のルートから購入しても「主たる流通経路」を構成する者が、品質に責任を持つ場合には、軽減認定は認められています。
- ② 失効すると、改めて認定を受けるか10日毎に分析を行わなければなりません。

認定申請及び更新手続きフロー図

注意

- 申請に際しては、連帯保証者（元売、特約店等）とご相談下さい。
- 申請前1ヶ月間の10日毎の分析が3回終了した時点で「揮発油分析結果証明書」を添付し申請します。



品質管理者の選任（品確法第14条、15条関係）

- ◆ 各給油所毎に有資格者（危険物取扱者免状取得者等）の中から品質管理者を選任し、届け出なければなりません。（複数給油所の兼務は認められません。）
- ◆ 人事異動等により品質管理者が交替したときにも、選任（解任）の届け出が必要になります。
- ◆ 品質管理者は帳簿の記載、揮発油品質維持計画の作成及び実施についての監督、SQマークの表示についての監督、その他揮発油の品質の確保に必要な業務を行わなければなりません。

登録内容等に関する表示義務（品確法第17条関係）

- ◆ 給油所の見やすい場所に登録番号等を表示しなければなりません。
- ◆ 生産（確認）揮発油品質維持計画の認定を受けている場合は、その表示も必要です。

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示

氏名又は名称	〇〇株式会社
登録年月日	平成〇年〇月〇日
登録番号	4-0☆☆☆☆
給油所の名称	〇〇給油所
品質管理者の氏名	石油 一郎
使用する分析設備の種類又は登録分析機関の名称	一般社団法人全国石油協会

40cm
以上

揮発油品質維持計画経済産業省認定店
計画終了日 令和〇年〇月〇日

10cm以上

注意

主たる流通経路に変更が生じた場合や更新手続き（品質維持計画終了日変更認定申請）を行わない場合は失効します。

揮発油の分析義務（品確法第16条関係）

◆ 揮発油販売業者は、揮発油の分析に関する事項として、給油所毎に帳簿を備え付け、2年間保存しなければなりません。この帳簿は、登録分析期間発行の「揮発油分析結果通知書」への追加記載により代用することができます。

分析結果通知書（記載例）

〇〇県〇市〇町〇一〇
（株） 〇〇石油 〇〇給油所

令和〇年〇月〇日

〇〇分析機関
所在地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 の規定に基づき、委託を受けた揮発油の分析結果を下記のとおりご通知します。

1. サンプル番号 00-000

2. 回収年月日 令和〇年〇月〇日

3. 受付年月日 令和〇年〇月〇日

4. 分析年月日 令和〇年〇月〇日

5. 分析員氏名

6. 分析結果

項目	分析結果	揮発油規格	分析設備及び試験方法	判定
①鉛	検出されない	検出されない	鉛分析装置（JIS K2255）	適合
②硫黄分	0.001質量%	0.001質量%以下	硫黄分析装置（JIS K2541）	適合
③MTBE	5 体積%	7体積%以下	ガスクロマトグラフ（JIS K2536）	適合
④酸素分	0.0質量%	1.3質量%以下	〃	適合
⑤ベンゼン	0.5体積%	1 体積%以下	〃	適合
⑥灯油混入	1体積%	4 体積%以下	〃	適合
⑦メタノール	検出されない	検出されない	〃	適合
⑧エタノール	0.0体積%	3 体積%以下	〃	適合
⑨実在ガム	5 mg/100ml以下	5mg/100ml以下	実在ガム試験装置（JIS K2261）	適合
⑩色	オレンジ色	オレンジ系色		適合

※揮発油の種類 レギュラー・ハイオク

※揮発油の購入先 〇〇石油（株）

※購入した日 令和〇年〇月〇日

分析油種を囲む

回収直前の仕入先を記入してください

回収直前の仕入日を記入してください

この分析結果通知書は、※欄を追記した後2年間保存しなければなりません。

SQマークの表示（品確法第17条の6関係）

- ◆ 元売り等が発行する品質保証書により標準規格に適合することを確認し、「揮発油」、「軽油」、「灯油」を販売する場合には、計量器等にSQマークを表示することができます。
- ◆ 表示場所は各計量器に貼ります。ただし、全ての計量器（揮発油・軽油・灯油）に表示している場合は、セールスルーム等にも表示できます。

注意

- ①SQマークを表示している給油所が、標準規格に適合しない製品を販売したときは、SQマークを撤去しなければなりません。
- ②SQマークに関する帳簿を備え、2年間保存しなければなりません。
- ③品質保証書と品質維持計画認定書(写)を帳簿と一緒に保存してください。
- ④品質保証書の有効期間は10月30日までです。その後も表示を継続するときは改めて品質保証を受け、品質を確認してください。

◆帳簿の作成例

SQマークに関する帳簿

記載年月日：令和○年○月○日

記載人氏名：○○ ○○

油種の区分	標準揮発油1号 (ハイオク)	標準揮発油2号 (レギュラー)	標準軽油	標準灯油
品質確認年月日 品質の確認の方法 品質確認の結果 表示の期間(開始年月日) 表示の場所 その他	令和○年○月○日 標準規格分析生産業者等の品質保証書による確認 標準規格に適合している。 (品質保証書、品質維持計画認定書(写)は別添のとおり) 令和○年○月○日 計量器			



給油所におけるコンタミ事故防止について①

◆ コンタミ事故(水コンタミを含む)が発生した場合には、火災や車両故障等を誘発し、消費者の安全が損なわれることから、給油所の運営者をはじめ関係各位におかれては、ガソリン・軽油・灯油の品質管理の徹底について、引き続きご理解・ご協力方お願いします。

※「コンタミ」とは、1油種に別の1油種以上が混ざること。「水コンタミ」とは1油種に水などの異物が混ざること。

【1. 水コンタミ事故について】

- 水コンタミについては、給油所側の設備(地下タンク・配管の老朽化による亀裂や破損、油面計等の継ぎ手部分にわずかな隙間が発生)の不備が原因であるケースが大半です。給油所の運営者におかれては、設備の日常的な点検に万全を期していただくとともに、万が一、水コンタミ事故が発生した場合には、先ずは顧客からの最初の通報(苦情)を重要視し、直ちに責任者に連絡した上、至急、販売をストップすることなどをご検討ください。
- 初動対応の遅れは消費者被害の拡大につながりますので、速やかなご対応をお願いします。併せて、12ページに掲載している関係機関(最寄りの消防本部、元売業者、中部経済産業局資源・燃料課等)へ、ご一報ください。

◎車両に水が混入した場合に想定される通報(苦情)の内容(大雨の後に発生するケースが目立ちます。)

- ・ お宅のガソリンスタンドでハイオクを入れた後、燃料に異常を示す表示が出るが・・・。
- ・ そちらの店でガソリンを入れて、少し走行したところ、エンジンが止まってしまったが・・・。
- ・ そちらのセルフでガソリンを給油したら、ノッキングのような症状が出るが品質が悪いのでは？・・・。

◎最初の通報(苦情)時の不適切な対応例

- ・ 当店は信頼できる系列からガソリン等を仕入れており品質は絶対大丈夫。お客様の車両に原因があるのでは・・・。
- ・ お客様からのクレームは初めてなので、当店のガソリンが原因ではないと思う。修理店に相談してみたら・・・。

<注意点>

- ・ 給油所の皆様方におかれては、顧客から上記のような通報(苦情)が入った場合には、速やかに店長等の責任者にご連絡の上、販売停止等の指示を仰いでください。

給油所におけるコンタミ事故防止について②

【2. 灯油にガソリンが混入したコンタミ事故について】

- 灯油の強制規格のうち、引火点は40℃以上と定められていますが、ガソリンが少量でも混入すると引火点は大幅に低下する方向に作用します。
- 例えば、タンクローリーの荷卸し作業時のミス(※)により、灯油タンクにガソリンを誤って荷卸した場合には、引火点が急激に下がり、これを石油ストーブで使用した場合には、**火災の発生につながるおそれがあり、非常に危険**です。

※＜作業ミスの例＞

- ・ ローリーの配管バルブの操作ミスが発生し、また、給油所側による荷卸し時の立会いも行われていなかった。
- ・ ローリーのガソリンのバルブを閉め忘れたまま、灯油タンクに間違えてガソリンを荷卸してしまった。
- 上記の例のように誤ってガソリンを荷卸した事例以外にも、ローリーの配管内に残っていたガソリンの少量の残油分が灯油タンクに混入したと思われるケースについて、たまたま、(一社)全国石油協会の試買調査により品質分析を行ったところ、灯油の引火点が強制規格(40℃以上)をわずかながら下回ったというケースも一部で発生していることから、給油所の運営者におかれては、**荷卸し時の立ち会いの徹底**をお願いします。
- なお、給油所での荷卸し順は、灯油の引火点の適合性等を厳重に管理する観点から、原則として、**灯油⇒レギュラー⇒ハイオク⇒軽油**の順に行われているはずですが、ローリー配管内のガソリン残油分の件については、荷卸し前に配管内に残油が残っていないか**(直前のSSでの荷卸し作業の際、最後の残油絞りが不十分でなかったか)**についても荷卸し立ち会い時にローリーの乗務員とともに相互確認をお願いします。

◎参考: 以下HPの「給油所におけるローリー荷卸し時の安全対策基本マニュアル」をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/hinnkakuhou/data/190731/manual.pdf

＜注意点＞

タンクローリーの荷卸しの際は、必ず立ち会いを行うとともに、受入油種・数量、注油口のホースの結合、地下タンクの在庫量(受入前と受入後)の確認などを漏れなく実施してください。**万が一、コンタミ事故が発生した場合には直ちに販売を停止するとともに、店頭告知(必要に応じプレス公表)、電話・訪問による利用状況確認・回収等を速やかに実施してください。**併せて、12ページに掲載している**関係機関(消防本部、元売業者、中部経済産業局資源・燃料課等)**へ直ちにご一報ください。

コンタミ事故発生！！

その時は…

- 必ず、以下に御連絡ください。**
- ◆ 最寄りの消防本部
 - ◆ 元売り事業者
 - ◆ 中部経済産業局資源・燃料課

**中部経済産業局にも
必ずご連絡をお願いします。**

(中部経済産業局資源・燃料課電話番号)
052-951-2781

【中部経済産業局へのお電話でお伝えいただきたいこと】

- ① 販売事業者名、給油所名
- ② 給油所所在地
- ③ 連絡が取れる電話番号（例：給油所責任者携帯番号 等）
- ④ コンタミの概要（例：灯油に揮発油混入、ガソリンに水混入 等）
- ⑤ 直前に当該燃料の荷卸しを受けた事業者名

※ **休日及び平日時間外は留守番電話に繋がります**ので、応答メッセージが流れた後、上記①～⑤をお話ください。
後ほど、資源・燃料課担当職員から上記③の番号に折り返し御連絡します。

手続きの例(変更登録申請)

◆ (詳細については、中部経済産業局(石油製品販売業の概要と手続)のHPをご参照ください。)

① 業務担当役員(代表者等)が交替した場合

(施行規則様式6)

揮発油販売業変更登録申請書

令和〇年〇月〇日

中部経済産業局長 殿

氏名又は法人名
法人の代表者名
住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 登録年月日および登録番号

平成 年 月 日 4-0☆☆☆☆号

2. 変更の内容

代表者及び業務担当役員の変更

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
代表取締役 △△ △△	代表取締役 ○○ ○○

3. 変更の年月日

令和 年 月 日

4. 変更の理由

代表者等の変更による

※業務担当役員は揮発油販売業の業務に従事する役員のみを記載してください。
※代表取締役のみとするケースが多いです。

- ◆ 変更登録申請は、代表者等の変更のほか、以下の場合にも申請が必要となります。
- ❑ 既登録者が、給油所を新設し営業しようとする場合。当該追加給油所のオープン2週間前までに変更登録申請が必要です。
 - ❑ 既登録者が、他者が運営している給油所を買い受け、又は借り受けて営業しようとする場合。この場合も運営者交替の2週間前までに変更登録申請が必要です。
 - ❑ 既登録者が、複数の給油所のうち、一部の給油所を廃止しようとする場合も変更登録申請が必要です。

手続きの例(氏名等変更届出)

◆ (詳細については、中部経済産業局(石油製品販売業の概要と手続)のHPをご参照ください。)

② 給油所の設備(タンク容量・計量器数)を変更した場合

(施行規則様式 7)

揮発油販売業者氏名等変更届出書

令和〇年〇月〇日

中部経済産業局長 殿

氏名又は法人名
法人の代表者名
住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 登録年月日および登録番号 平成 年 月 日 4-0☆☆☆☆号

2. 変更の内容	〇〇給油所の設備変更
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
タンク容量 : 20KL	タンク容量 : 30KL
計量器数 : 6基	計量器数 : 10基

◆タンク容量はガソリンの合計を記載すること。
◆計量器数はガソリンの同時給油可能台数を記載すること。

3. 変更の年月日 令和 年 月 日

4. 変更の理由 販売能力の拡大による

- ◆ 氏名等変更届出は、タンク容量・計量器数の変更のほか、以下の場合にも、届け出が必要となります。
- ❑ 事業者(本店)の住所を移動した場合。但し、給油所を移設する場合は、変更登録申請(事前)が必要となります。
- ❑ 法人事業者の名称を変更した場合。但し、法人格の同一性が維持されない場合は、登録申請(事前)が必要となります。
- ❑ 給油所の名称を変更した場合。住居表示が変更された場合。

手続きの例(品質管理者選任(解任)届出書)

◆ (詳細については、中部経済産業局(石油製品販売業の概要と手続)のHPをご参照ください。)

(施行規則様式9)

品質管理者選任(解任)届出書

令和 年 月 日

中部経済産業局長 殿

氏名又は法人名

法人の代表者名

住 所

※法人の場合は登記上の名称を記載、
個人の場合は個人事業主の氏名を記
載してください。

揮発油等の品質の確保等に関する法律第14条第2項の規定により、次の
とおり届け出ます。

1. 登録年月日および登録番号 平成 年 月 日 4-0☆☆☆☆号
2. 給油所の名称および所在地 ○○給油所 ○○県○○市○○町2-5-2
3. 品質管理者の氏名 (解任) △△△△ ⇒ (選任) ○○○○
4. 選任(解任)の年月日 令和 年 月 日
5. 解任の場合にあっては、その理由 人事異動による

※二以上の給油所にわたる
兼務は認められません。

- ◆ 品質管理者選任(解任)届出書は、給油所を新設(譲り受け・借り受けを含む)して営業しようとする場合のほか、運営中の給油所の品質管理者が交替(選任・解任)する場合に届け出が必要となります。
 - ◆ 届出にあたっては、品質管理者の資格証明が必要となりますので、(※)乙種第4類危険物取扱者免状(表と裏)の写しを添付してください。
- ※免状の写真の書き換え期間が切れている場合は受理できませんのでご注意ください。

「石油の備蓄の確保等に関する法律」 (以下「備蓄法」)の概要

石油の備蓄の確保等に関する法律(備蓄法)に基づく届出

- ◆「石油の備蓄の確保等に関する法律」(以下「備蓄法」という。)の規定に基づき、石油の販売を行う事業(石油販売業)を行おうとする者は、あらかじめ経済産業大臣に届け出ること、及び届け出た事項を変更又は廃止する場合にも同様に届け出る必要があります。
- ◆ 石油販売業の届出が必要となるのは以下のいずれかに該当する場合です。
 - a. 消防法第9条の4に規定する指定数量を超えるもの(貯蔵タンク等の施設を有する場合)
【消防法で規定されている指定数量】
 - ・第4類: 第1石油類(揮発油他)200リットル、第2石油類(灯油・軽油他)1,000リットル、
第3石油類(重油他)2,000リットル
 - b. 容量が5トン以上のタンクを使用して石油ガスを貯蔵して、又は取り扱うことにより行う販売事業
 - c. 当該年度の販売計画数量又は前年度の販売数量がいずれか大きい数量が、次の数量以上の販売の事業
 - (1)原油 1,000キロリットル
 - (2)揮発油 2,400キロリットル
 - (3)灯油 60キロリットル
 - (4)軽油 1,800キロリットル
 - (5)重油 120キロリットル
 - (6)石油ガス 360トン

注意

- ・ 石油販売業者とは、自己の名義により反復継続的に石油を有償で譲渡することを目的として事業活動を行う者を指します。(伝票上の販売を含む。自家用は対象とならない。)
- ・ 複数の営業所(給油所、支店、油槽所等)で販売を行う場合は、開始届により全ての営業所を届け出るとともに、営業所が増減した場合や設備規模等が変更した場合には、その都度、変更届出が必要です。
- ・ **給油所(SS)を運営する場合は、品確法上の登録・変更手続きのほか、備蓄法上の届出も併せて必要となりますので、ご注意ください。**

手続きの例（石油販売業開始届出書）（第1面）

●届出書の提出先は、「主たる事務所の所在地」を管轄する経済産業局（中部局の場合は資源・燃料課）です。但し、届出書上は「経済産業大臣」あてとしてください。

経済産業大臣 殿

- 住所：法人の場合は謄本上の住所、個人の場合は住民票上の本人の住所です。
- 主たる事務所の所在地：実際に本社業務を行っている住所です。

石油販売業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

石油販売業開始届出書
(第1面)
令和 年 月 日

●開始届は、事業開始日より前に提出してください。

届出者 商号、名称 ○○石油株式会社
氏 名 代表取締役 ○○○○
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所 ○○県○○市○○町○○番地

1. 主たる事務所の所在地	(郵便番号) ○○県○○市○○町○○番地 電話番号 () -
2. 営業所の所在地	
名 称	所 在 地
○○営業所	(郵便番号) ○○県○○市○○町○○番地 電話番号 () -
○○給油所	(郵便番号) ○○県○○市○○町○○番地 電話番号 () -
	(郵便番号) 電話番号 () -

注意

ガソリンスタンド(SS)を運営しようとする場合には、上記の「石油販売業開始届出書」のほか、品確法に基づく「揮発油販売業登録申請(当該SSのオープン2週間前までに申請)」が必要となりますので、事前に当局までご相談ください。

手続き例（石油販売業変更届出書）

様式第 1 8 （第 3 3 条関係）

経済産業大臣 殿

●変更届は、主たる事務所の所在地又は営業所の所在地を変更する場合は変更日より前に提出、その他の場合は変更後遅滞なく提出してください。

年 月 日

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第 2 7 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	←	(例)【全営業所共通事項】 ・商号の変更、住所／主たる事務所の所在地の変更、代表者の変更、販売油種の変更、仕入先の変更 【個別営業所事項】 ・〇〇営業所(給油所)の1カ所廃止／追加 ・〇〇営業所(給油所)の移転 ・〇〇営業所(給油所)の販売施設変更 など
変更前		
変更後		
変更(予定)年月日		
変更の理由	←	(例)取締役会議の決議による、経営合理化のため、〇〇からの譲受のため、〇〇への譲渡のため、など出来るだけ具体的に記入してください。
設備の処分に関する事項	←	(例)〇〇へ譲渡、設備撤去など、出来るだけ具体的に記入してください。但し、設備の処分に関することが該当なしの場合は空欄で結構です。

注意

ガソリンスタンド(SS)の運営者におかれては、上記の「石油販売業変更届出書」のほか、品確法に基づく「揮発油販売業変更登録申請または揮発油販売業者氏名等変更届出書」の提出が併せて必要となりますので、ご注意ください。

手続きの例（石油販売業開始(変更)届出書の第2面）

（第2面）

3. 主たる販売施設の概要			
営業所の名称		〇〇営業所	
貯蔵設備・計量器（可搬式も含む。）			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	K L	基	基
b. 灯 油	K L	基	基
c. 軽 油	K L	基	基
d.	K L	基	基
e.	K L	基	基
4. 主たる仕入先			
5. 販売しようとする石油の種類		揮発油・灯油・軽油・重油・石油ガス	
6. 事業開始予定時期			
3. 主たる販売施設の概要			
営業所の名称		〇〇給油所	
貯蔵設備・計量器（可搬式も含む。）			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	K L	基	基
b. 灯 油	K L	基	基
c. 軽 油	K L	基	基
d.	K L	基	基
e.	K L	基	基
4. 主たる仕入先		〇〇株式会社	
5. 販売しようとする石油の種類		揮発油・灯油・軽油・重油・石油ガス	
6. 事業開始予定時期			

●貯蔵設備等がない場合は空欄で構いません。

●「タンク基数」は、1タンクを中仕切りで区切っているような場合、それぞれの油種を1基とみなします。

●「計量器数」は、同時給油できるノズルの本数を記載してください。

●元売業者名や卸業者名等を記載してください。

●原油、揮発油、灯油、軽油、A重油、C重油、液化ガスなど、営業所ごとではなく、届出者全体で販売する油種を記入してください。

注意

●「第2面」については、開始届出の際、主たる販売施設が3カ所以上の場合は、当該書式を適宜コピーの上、ご作成ください。また、変更届出の際、例えば、〇〇給油所の設備規模が変更する場合には、上段(黄色枠)の部分に「〇〇給油所(変更前)」と記入し、その下に変更前の数字を記入してください。また、下段(青色枠)の部分に「〇〇給油所(変更後)」と記入し、その下に変更後の数字を記入してください。

●第3面～第5面については、以下のケースに該当する事業者以外は添付不要です。

⇒第3面：「特定石油販売業者」に該当する場合は添付が必要となります。

※「特定石油販売業者」とは、石油販売業者(石油精製業者を除く。)のうち、その石油の年間の販売量が250万キロリットル以上のもので、かつ、石油精製業者と密接な関係がある業者を言います。

●第4面～第5面：中核給油所(災害時に緊急通行車輛への優先給油を継続するSS)に該当する場合は添付してください。

関係機関一覧

関係機関一覧表		
関係省庁	住 所	電話番号
経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部 ●石油流通課 ●石油精製備蓄課	〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1 (ホームページ) https://www.enecho.meti.go.jp/	TEL 03-3501-1320 FAX 03-3501-1837 TEL 03-3501-1993 FAX 03-3580-8467

登録分析機関	住 所	電話番号
一般社団法人全国石油協会 ●名古屋試験センター	〒463-0068 名古屋市守山区瀬古 1 - 5 3 5 (ホームページ) http://www.sekiyu.or.jp/	TEL 052-795-5161 FAX 052-795-5160
一般社団法人日本海事検定協会 ●理化学分析センター ●大阪理化学分析センター	〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2 - 7 - 3 1 〒559-0033 大阪市住之江区南港中 6 - 2 - 4 7	TEL 045-781-6661 FAX 045-781-6669 TEL 06-6612-1777 FAX 06-6612-0857
一般財団法人新日本検定協会 ●S K 横浜分析センター ●S K 阪神分析センター	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2 - 1 2 - 1 3 〒559-0033 大阪市住之江区南港中 6 - 2 - 5 7	TEL 045-473-5815 FAX 045-473-5834 TEL 06-6614-7627 FAX 06-6614-7648

◆ この資料は、給油所を運営する方々や石油販売業を営む方々に知っておいていただきたい「品確法」および「備蓄法」のポイントについて、簡潔にまとめたものです。

◆ 必要な様式等詳細については、以下のサイトをご覧ください。

<https://www.chubu.meti.go.jp/d51sekiyu/index.html>



経済産業省
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

〒460-8510 名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号

FAX 052-951-9801 E-mail bzl-qchbpb@meti.go.jp

※スパムメール対策のため、@を■に変えてあります。
メールを送信するときは、■を@に戻してから送信してください。